

事務連絡

令和4年9月8日

保育関係施設長 様

子育て施設課長

治癒証明書と登園届の取扱いについて（お願い）

日頃より感染症対策にご尽力いただき、感謝申し上げます。

感染症は「1 医師が意見書を記入することが考えられる感染症」と「2 医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症」に分類され、1の場合は治癒証明書、2の場合は保護者記載の登園届の提出を求めているところです。

このたび、市内医療機関より「2の感染症に対し、医師による治癒証明を求めるケースが散見され、困っている」との意見が寄せられました。新型コロナウイルスの影響により、医療が逼迫している状況であることから、以下についてご確認いただき、医療機関へ負荷をかけることのないよう、適切な対応をお願いします。

記

1 医師が意見書を記入することが考えられる感染症

（医師による治癒証明が必要な感染症）

- ①麻疹（はしか）
- ②流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
- ③水痘（みずぼうそう）
- ④風疹
- ⑤咽頭結膜熱（プール熱）
- ⑥百日咳
- ⑦インフルエンザ
- ⑧流行性角結膜炎
- ⑨急性出血性結膜炎
- ⑩結核
- ⑪腸管出血性大腸菌感染症
- ⑫髄膜炎菌性髄膜炎

2 医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症

- ①溶連菌感染症
- ②マイコプラズマ肺炎
- ③手足口病
- ④伝染性紅斑（りんご病）
- ⑤ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス感染症）
- ⑥ヘルパンギーナ
- ⑦RSウイルス感染症
- ⑧带状疱疹
- ⑨突発性発疹

3 留意事項

- （１）「医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症」について、医師の治癒証明を求めないようお願いします。
- （２）新型コロナウイルス感染症について、保育施設から検査を勧める、検査の陰性証明を求める、治癒証明書を求めることがないようお願いします。

4 参考

上記の分類は「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づくものです。
感染症対策の記載もありますので、必ずご確認くださいようお願いします。

◎「保育所における感染症対策ガイドライン

（2018年改訂版 2021（令和3）年8月一部改正）」（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000859676.pdf>

<問い合わせ先>

前橋市子育て施設課

施設管理係・施設指導係

電話：027-220-5705・5706